

郵政民営化法の規定に基づく 新規業務等の認可申請について

2021(令和3)年2月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

2020(令和2)年12月23日に、ゆうちょ銀行から認可申請のあった事項

① フラット35等の直接取扱い

- ・住宅金融支援機構が提供する住宅ローンのフラット35等の直接取扱いを実施。

② 損保代理店業務の取扱い

- ・損害保険代理店として、フラット35等契約者向けに火災保険を取り扱う。

③ 口座貸越サービスにかかる子会社の信用保証業務の取扱い

- ・子会社のゆうちょローンセンターにおいて、口座貸越サービスに係る信用保証業務を実施。

【郵政民営化法の規定に基づく審査事項】

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

(考慮事項)

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. ゆうちょ銀行の経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

論点例

- (1) ゆうちょ銀行の株式処分に係る状況
- (2) 不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか
- (3) 資金規模等から見て、市場を歪めるおそれがないか
- (4) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

論点例

- (1) 収支について、合理的な見込みがあるか、
その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか
- (2) 既存の役務の適切な提供を阻害するおそれがないか
- (3) 利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか
- (4) その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

(参考) 郵政民営化法の規定

第一百条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～六 (略)

2～4 (略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

第一百一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。)としようとするとき(同法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象金融機関等に限る。)に該当する子会社としようとする場合について準用する。

4 (略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第二項ただし書又は前項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項ただし書又は第四項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

7～9 (略)